

個人住民税は特別徴収 で納めましょう。

事業主は全ての従業員の給与から個人住民税を
特別徴収（給与天引き）により納める義務があります。

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。
（地方税法第321条の4）

基本的な手続きの流れ

従業員の方が
お住まいの
市町村

事業主
（給与支払者＝
特別徴収義務者）

従業員
（納税義務者）

市町村

①・給与支払報告書の提出
（1月31日まで）

②・特別徴収税額の通知
（5月31日まで）

④・個人住民税の納入
・異動届等の提出
（翌月10日まで）



②・特別徴収税額の通知
（5月31日まで）

③・給与から特別徴収
（給与天引き）
（6月～翌年5月までの毎月）



① 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在における給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている方が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

② 特別徴収税額の通知

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から事業主（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせします。また、「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」については、従業員（納税義務者）にお渡し下さい。

③ 給与から特別徴収（給与天引き）

②でお知らせした月割額にもとづき、6月から翌年5月まで毎月の給料から特別徴収（給与天引き）を行って下さい。

④ 個人住民税の納入（納期と納入方法）

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収（給与天引き）した月の翌月10日です。
この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。
その他、「**地方税共通納税システム**」を利用することで納税事務の負担が軽減されますので、積極的にご利用ください。

【地方税共通納税システムとは】

eLTAX(エルタックス)を利用して、個人住民税（特別徴収分）などを複数の地方公共団体に對して、一度の操作で電子的に納入することができるシステムです。地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて納入することができます。

その他の手続きについて

○ 税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「**特別徴収税額変更通知書**」が送付されますので、その通知に従って**特別徴収する税額を変更**してください。

○ 退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった未徴収税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。

従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、**未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収**していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令（地方税法第321条の5第2項）により特別徴収できなくなった未徴収税額については、退職前の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が未徴収税額を超える場合には、**従業員（納税義務者）の申し出がなくても5月31日までの間に支給される給与や退職金等から、一括して特別徴収**していただく必要があります。

○ 「異動届」などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住いの市町村に「**異動届**」を提出する必要があります。

○ 納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくこととなっていますが、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入できる「**納期の特例**」をご利用いただけます。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

お問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
荒尾市	税務課	0968-63-1342	合志市	税務課	096-248-1114	大津町	税務課	096-293-3117	高森町	税務課	0967-62-1123
玉名市	税務課	0968-75-1114	玉東町	税務課	0968-85-3184	菊陽町	税務課	096-232-4911	西原村	税務課	096-279-4395
山鹿市	税務課	0968-43-1120	南関町	税務住民課	0968-57-8549	南小国町	税務課	0967-42-1118	南阿蘇村	税務課	0967-67-2703
菊池市	税務課	0968-25-7206	長洲町	税務課	0968-78-3123	小国町	税務住民課	0967-46-2130	※県北広域本部 収税課 0968-25-4117		
阿蘇市	税務課	0967-22-3148	和水町	税務課	0968-86-5723	産山村	住民課	0967-25-2212			